

平成25年4月18日

報道関係各位

全国伝統薬連絡協議会
会長 井原正登

一般用医薬品の通信販売等に係る新ルールの早期策定についての声明

平成21年6月施行の薬事法改正省令に基づく「一般用医薬品の郵便等販売に対する規制」については、本年5月31日まで「離島居住者及び継続使用者への経過措置」があるとはいえ、新規顧客への通信販売が禁止されたことにより、会員の中には休止状態となった企業があります。

一方で、「一般用医薬品のインターネット販売規制」については、本年1月11日の最高裁判決において、改正省令による一律禁止規制は法律の委任の範囲を超えており無効であるとの判断がなされました。

本判決の趣旨に従って、厚生労働省が「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」を立ち上げられたことは、生活者にとっても、一般用医薬品を安全・安心に入手できる新ルールの策定作業が着手されたものであり、意義深いものです。検討会において、通信販売を可能とする新ルールが策定されましたら、各伝統薬会社は、過去の経験を生かしながら、伝統薬を必要とする方々に、安全・安心に一般用医薬品を提供できるよう、一層精進して参る所存です。

検討会が開催されている中で、本年4月15日に、厚生労働省による「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」、いわゆる、「一般用医薬品の通信販売規制について、本年5月31日までとなっている離島居住者及び継続使用者への販売猶予期限を、本年12月31日まで延長する」という省令案のパブリックコメント手続きが開始されましたが、本手続き等に関する全国伝統薬連絡協議会としてのコメントを下記のとおり表明いたします。

記

「一票の格差」に対する最高裁判所の違憲判決後の動きを見ても、最高裁判決の重みが認識できません。一般用医薬品の郵便等販売を規制する省令の違法が一刻も早く解消されることを願っています。

「離島居住者及び継続使用者への経過措置を本年12月31日まで延長する」という改正省令案により新規顧客への販売規制が継続することは、全国伝統薬連絡協議会の会員の中から、更に休止、ないしは、廃業に追い込まれる企業が出てくることが懸念されます。

この事態を解消するために、厚生労働省に対して以下のとおり要望するものです。

- 1 最高裁判決に対して厚生労働大臣が「判決の趣旨に従う」と談話で示されたことを踏まえ、「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」において、5月31日までに「全ての国民が一般用医薬品を安全・安心に購入できるための新たなルール」を策定・適用していただきたい。
- 2 「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」での検討が、5月31日までに終了しない場合は、違法性を緩和した「新規顧客への郵便等販売も認める」内容の改正省令を発するとともに、一刻も早く新ルールを策定していただきたい。

以上

本資料に関するお問い合わせ先

全国伝統薬連絡協議会事務局 木下、塚本

TEL : 080-4135-4294 FAX : 096-289-6000

E-mail : kyougikai@saishunkan.